

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額は贈与額の供与期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ラオス	気候変動による自然災害対処能力向上計画に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,000,000千円 H23. 3.31まで	H22. 3. 4 東京で (同日)	日本側 岡田克也外務大臣 ラオス側 トンルン・シー スリット副首相兼外務大臣	H22. 3.29 125号
ラオス	森林資源情報センター整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	森林資源情報センター整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	475,000千円 H23. 3.31まで	H22. 3. 4 東京で (同日)	日本側 岡田克也外務大臣 ラオス側 トンルン・シー スリット副首相兼外務大臣	H22. 3.29 126号
ラオス	森林保全計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,000,000千円 H23. 3.31まで	H22. 3. 4 東京で (同日)	日本側 岡田克也外務大臣 ラオス側 トンルン・シー スリット副首相兼外務大臣	H22. 3.29 127号
ラオス	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	480,000千円 H23. 3.31まで	H22. 3. 4 東京で (同日)	日本側 岡田克也外務大臣 ラオス側 トンルン・シー スリット副首相兼外務大臣	H22. 3.29 128号
ラオス	ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための贈与	1,000,000千円 -----	H22. 5.13 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 宮下正明在ラオス 大使 ラオス側 トンルン・シー スリット副首相兼外務大臣	H22. 5.27 266号
ラオス	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	277,000千円 H23. 2.28まで	H22. 5.13 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 宮下正明在ラオス 大使 ラオス側 トンルン・シー スリット副首相兼外務大臣	H22. 5.27 267号
ラオス	チャンパサック県及びサバナケット県学校環境改善計画の贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	チャンパサック県及びサバナケット県学校環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,018,000千円 H23.12.31まで	H22. 6.15 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 宮下正明在ラオス 大使 ラオス側 トンルン・シー スリット副首相兼外務大臣	H22. 6.25 310号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。